



式分方だより

ホームページアドレス <http://hachioji-school.ed.jp/nbkte/>



令和7年5月30日



子供たちの成長を促す移動教室

校長 清水 隆司

5年生は5月22、23日に静岡に移動教室へ、6年生は5月29日～31日に日光に移動教室を実施しました。4月に進級し、クラス替えがあつて新たな人間関係を構築しながら委員会活動やたてわり班活動など、役割のある高学年がこの移動教室に向けて準備に取り組んできました。先に行われた学校公開でも5年生の静岡についての調べ学習の成果発表をご覧いただきましたが、児童の成長を促す宿泊学習は当日だけでなく、当日までの取組の成果を実施を通して子供たち自身が実感を伴った成果を味わう場面だといえます。

移動教室で期待したい成果として

○役割・協働 ○仲間づくり ○社会参画意識 ○責任感・達成感 ○感動体験

○居場所づくり ○自己肯定感 ○自然や文化に触れる ○思いやり

移動教室は、これらの「学習の充実」「集団の成長」「個人の成長」が生み出される貴重な体験です。そして、通常の学校生活ではできない教育活動の時間が長いほど様々な効果が出てくるといわれています。例えば「自発的、自治的に行動しようとする」「すすんで自らの役割に取り組む」「相手のことも受け入れ、理解し合い、思いやるようになる」といったことです。我々教師は経験として移動教室後の児童の変化を感じています。

5年生の移動教室のねらいは、

○学年・学級・班で協力し合い、心を一つに学び合う。

○お互いを思いやり、「役に立つ喜び」を実行する。

○時間を大切にしながら、考えて行動する。

6年生の移動教室のねらいは、

「楽しく、笑顔で、忘れられない 最高の思い出をつくるために みんなで協力し合おう！」

○楽しく笑顔…どんなことでも積極的に取り組もう。周りの人も笑顔になる行動をしよう。

○最高の思い出…思い出を日記に書き残そう。おうちの人に思い出を話そう。

○みんなで協力…自分ができるところを探そう。仲間の行動を認め、支えよう。

子供たちが繰り返し話し合いを進めて決めたねらいです。そのねらいを意識した行動を移動教室での長い集団生活、学校の仲間と行く価値があります。学校の通常の教育活動では体験しがたい価値といえます。

そして、移動教室での経験が今後の学級や学年での過ごし方に影響を与えることはいふまでもありません。今後の5, 6年生がどのような姿で戻ってくるのか、楽しみです。

最後に、様々な物価が高騰する中で移動教室に関わる費用も年々値上がりし、中高生にご兄弟がいる家庭では過去の金額と比べ、驚かれたことかと思います。特にコロナ禍で観光業界全体の縮小し、その後、現在の急激な拡大に対応できていないといった状況です。八王子市のスケールメリットを生かしながら入札する等、費用を少しでも減らせるように考えておりますが、その実感が伴わない金額になっていることに心苦しく感じております。保護者の皆様のご理解とご協力あってこそその学校行事ではありますが、私たち学校は子供たちが生き生きと学び、大きく成長した姿を知っていただくことに力を尽くしていきたいと考えております。移動教室が価値のある学習の機会になり、今後の子供たちの成長を促す活動にしていきます。

【お知らせ】

子供の安全を守るための学校の対応について

児童相談所が対応した件数の増加も報じられる中、子ども家庭庁が発足し、行政の対応もこれまで以上に重要視されています。我が子や近所の子供たちを愛し、慈しむことが、親或いは大人の感情だと思えます。しかし、ストレスの多い社会の中で、様々な要因から不幸な状況が起きてしまうことも事実です。万が一の対応としてお知らせします。

児童福祉法第25条では、要保護児童を発見した全ての国民は通告する義務があることが定められています。通告・相談者の秘密は守られますし、内容について調べた結果、間違いや誤報であっても通告・相談者が責任を問われることはありません。さらに学校や保幼、学童、民生委員等、要保護児童を発見しやすい団体や人はより積極的に通告義務が定められており、本校としても、要保護児童を守るために以下の方策をとっています。

1 通告義務について

- ・要保護児童発見者には、関係機関への通告義務があります。（児童福祉法第25条）
- ・「虐待を受けた児童」から「児童虐待を受けたと思われる児童」に改正
（H.16年 児童虐待の防止等に関する法律第6条）
- ・児童虐待を発見しやすい立場にある学校職員等は早期発見に努めなければならない。
（児童虐待の防止等に関する法律第5条）

2 学校の対応

上記のように学校の教職員には、通告義務があります。次のような状況が児童の様子等に見られた場合に、通告することを原則とします。

- 理由のはっきりしない傷やあざがあり、またそれをくりかえす。
- 性被害を受けている可能性がある。【警察への通報となります】
- 身体・服がいつも汚い。(長い期間、洗濯されていないなど)
- 夜間自宅に置き去りされたり、屋外に締め出したり車内に放置される。
- 食事を与えられていないと訴えがある。
- 保護者への強い拒否感・恐れ・おびえ・不安がある。
- いつも口汚くののしったり怒鳴り声でしかったり、叩いたりして黙っている。

…など、暴力、心理的虐待の恐れがある行為

このような状況が見られた時、家庭・子供・学校のことを大切に考え、通常は担任や校内担当者から、保護者に相談をもちかけることもあります。そこで多くは意思疎通ができ、解決できると考えています。しかし、児童が強い不安感を抱き、訴えがあった場合や生命に関わると判断した場合、また、それが繰り返される場合、子供が身の安全を恐れ学校から家庭への相談を頑なに拒否する場合は直接通告することになります。ご理解いただきますようお願い申し上げます。

各相談場所の連絡先をお知らせいたします。

- ☆ 電話「189 (いちはやく)」
 - ☆ 八王子市子ども家庭総合センター 042-656-8225 (土日祝、年末年始除く)
 - ☆ 子ども家庭センター東浅川 042-661-0072 (日祝、年末年始除く)
 - ☆ 東京都八王子児童相談所 042-624-1141 (土、日祝除く)
 - ☆ 東京都児童相談センター (夜間・土日祝の緊急相談窓口) 03-5937-2330
- また、夜間・休日や緊急の場合は、警察 (110 番) 通報をお願いいたします

6月行事予定表

【6月の月目標】

人のことを言う時、自分はできているか考える

5月30日現在

6月の予定															
日	曜日	全体の行事等	1年行事	2年行事	3年行事	4年行事	5年行事	6年行事	1	2	3	4	5	6	
1	日														
2	月	全校朝会						振替休日	4	4	5	5	5	休	
3	火	安全指導	プール						5	5	5	6	6	6	
4	水	B時程 Q-Uアンケート							4	5	5	5	5	5	
5	木	体カテスト							5	5	6	6	6	6	
6	金	道徳授業地区公開講座		5校時開始		代表委員会	委員会	租税教室 委員会	4	5	5	5	6	6	
7	土														
8	日														
9	月	避難訓練 一斉下校							5	5	5	5	5	5	
10	火	読み聞かせ						プール	5	5	5	6	6	6	
11	水	B時程 小中一貫教育の日				段ボール コンポスト 授業		こころの 劇場	4	4	4	4	4	5	
12	木	いいなタイム	歯科	歯科	歯科				5	5	6	6	6	6	
13	金	集会				クラブ	クラブ	クラブ	4	5	5	6	6	6	
14	土														
15	日														
16	月	読書週間始 全校朝会					プール		4	4	5	5	5	5	
17	火								5	5	5	6	6	6	
18	水	B時程							4	4	4	4	4	4	
19	木								5	5	6	6	6	6	
20	金	集会 読書週間終							4	5	5	5	5	5	
21	土														
22	日														
23	月	全校朝会							4	4	5	5	5	5	
24	火					水道 キャラバン			5	5	5	6	6	6	
25	水	B時程 ※							4	4	4	4	4	4	
26	木	いいなタイム							5	5	6	6	6	6	
27	金	集会				クラブ	クラブ	クラブ	4	5	5	6	6	6	
28	土														
29	日														
30	月	全校朝会				川の学習			4	4	5	5	5	5	

※ 研究授業のため、5年2組のみ5時間授業。